

第2次横浜市大都市自治研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

委 員

伊藤 正次 首都大学東京大学院教授 (行政学)

薄井 一成 一橋大学大学院准教授 (行政法)

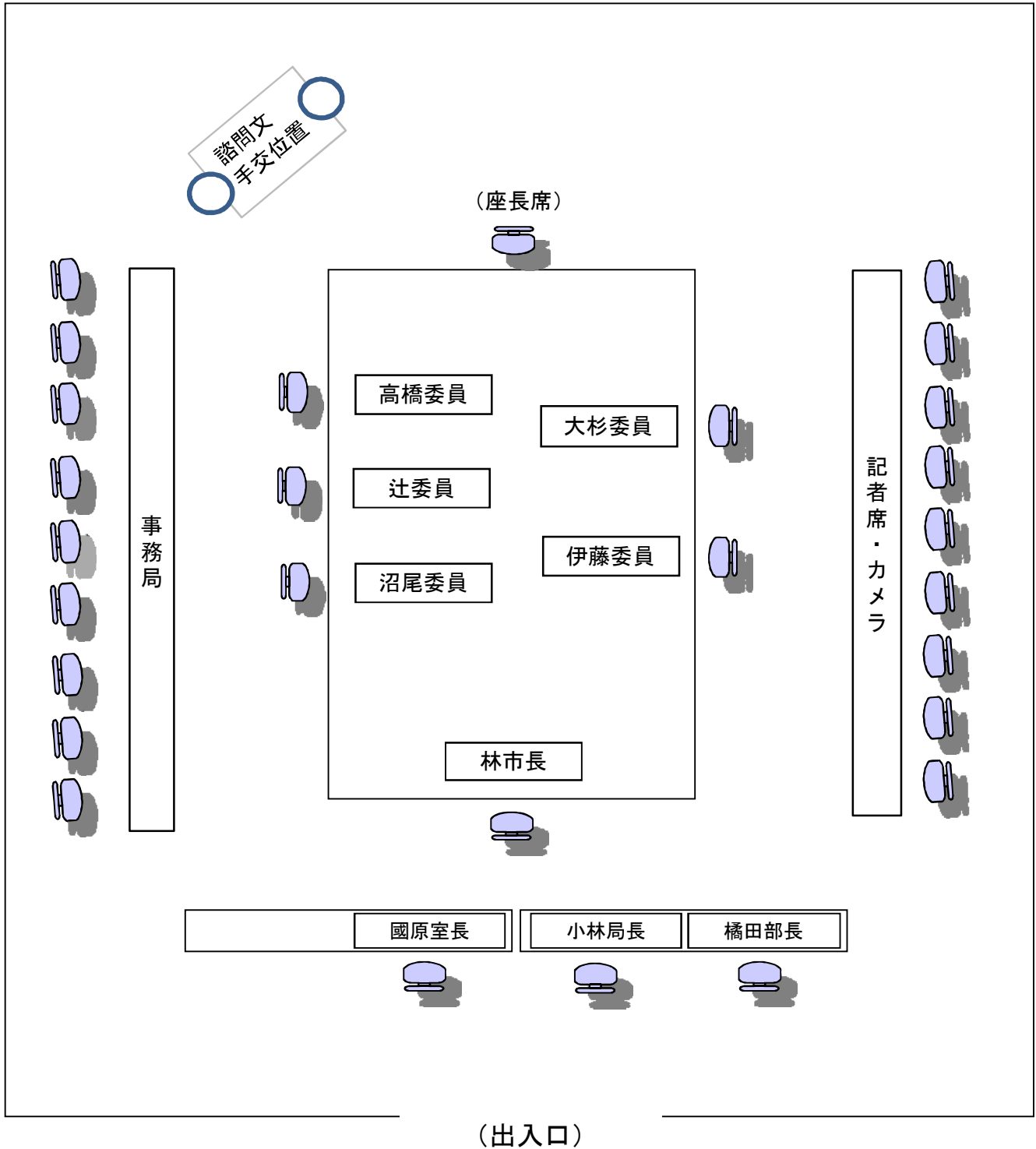
大杉 覚 首都大学東京大学院教授 (行政学・都市行政論)

高橋 信行 國學院大學准教授 (行政法)

辻 琢也 一橋大学大学院教授 (行政学・地方自治論)

沼尾 波子 日本大学教授 (財政学)

第2次横浜市大都市自治研究会(第1回) 座席表



■ 日 時：平成25年10月4日(金) 午後4時～午後5時
■ 会 場：市庁舎2階 応接室

横浜市附属機関設置条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 49 号

横浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第 2 条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 3 条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数
	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10 人以内
	横浜市民間資金等活用事業審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての	5 人以内

	調査審議に関する事務	
ヨコハマ国際まちづくり推進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に關し必要な事項についての審議に関する事務	20 人以内
横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成 18 年 12 月横浜市規則第 145 号）第 9 条第 1 項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第 2 条第 4 号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	3 人
横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10 人以内
横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務	5 人以内
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5 人以内
横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10 人以内

<p>横浜市創造界限形成推進委員会</p>	<p>創造界限（芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務</p>	<p>15 人以内</p>
<p>横浜文化賞選考委員会</p>	<p>横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務</p>	<p>20 人以内</p>
<p>横浜市美術資料収集審査委員会</p>	<p>横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務</p>	<p>7 人以内</p>
<p>横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会</p>	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務</p>	<p>8 人以内</p>
<p>横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会</p>	<p>横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務</p>	<p>13 人以内</p>
<p>横浜マイスター選考委員会</p>	<p>横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議</p>	<p>10 人以内</p>

	に 関 する 事 務	
横 浜 市 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画 推 進 協 議 会	次 世 代 育 成 支 援 対 策 推 進 法 (平 成 15 年 法 律 第 120 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 横 浜 市 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画 の 策 定 及 び 当 該 計 画 の 推 進 に 係 る 評 価 に つ い て の 調 査 審 議 に 関 する 事 務	25 人 以 内
横 浜 市 民 間 児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 等 補 助 金 交 付 等 審 査 会	民 間 保 育 所 の 整 備 及 び 社 会 福 祉 法 人 (社 会 福 祉 法 (昭 和 26 年 法 律 第 45 号) 第 22 条 に 規 定 す る 社 会 福 祉 法 人 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 児 童 福 祉 施 設 (児 童 福 祉 法 (昭 和 22 年 法 律 第 164 号) 第 7 条 第 1 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 建 設 に 係 る 補 助 金 の 交 付 対 象 者 の 選 定 等 に つ い て の 審 査 に 関 する 事 務	7 人 以 内
横 浜 市 子 育 て 支 援 事 業 運 営 事 業 者 選 定 委 員 会	横 浜 市 の 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 、 親 と 子 の つ ど い の 広 場 、 市 立 保 育 所 の 民 間 移 管 、 乳 幼 児 一 時 預 か り 事 業 等 の 子 育 て 支 援 事 業 に 係 る 運 営 事 業 者 の 選 定 に つ い て の 審 議 に 関 する 事 務	10 人 以 内
横 浜 市 福 祉 調 整 委 員 会	横 浜 市 に お け る 福 祉 保 健 サ ー ビ ス に 対 す る 利 用 者 等 か ら の 苦 情 及 び 相 談 に つ い て の 調 査 及 び 調 整 に 関 する 事 務	9 人 以 内
横 浜 市 社 会 福 祉 法 人 施 設 審 査 会	社 会 福 祉 法 人 の 設 立 認 可 、 社 会 福 祉 法 第 62 条 第 1 項 に 規 定 す る 社 会 福 祉 施 設 (児 童 福 祉 施 設 を 除	7 人 以 内

<p>市長</p>		<p>く。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務</p>	
	<p>横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会</p>	<p>高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>20人以内</p>
	<p>横浜市保健医療協議会</p>	<p>横浜市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務</p>	<p>20人以内</p>
	<p>横浜市救急医療検討委員会</p>	<p>横浜市における救急医療体制に関し必要な事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>20人以内</p>
	<p>横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会</p>	<p>社会福祉法第107条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務</p>	<p>20人以内</p>
	<p>横浜市小児慢性特定疾患対策協議会</p>	<p>児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定その他当該疾患の治療研究事業の</p>	<p>15人</p>

	実施に関し必要な事項についての審査に関する事務	
人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
食の安全・安心推進横浜会議	横浜市における食の安全に関する施策その他食の安全の確保に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
横浜市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務	8人
健康横浜21推進会議	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横浜21の推進に係る総合調整、関係団体の行う健康づくり活動の支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会	石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
横浜市衛生研究所倫理審査委員会	横浜市衛生研究所における研究計画、研究成果及びその公表等に係る倫理的及び科学的配慮についての審議に関する事務	6人

<p>横浜みどりアップ 計画市民推進会議</p>	<p>横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務</p>	<p>20 人以内</p>
<p>横浜環境活動賞審査委員会</p>	<p>環境の保全、再生及び創造に関しその功績が顕著な者を表彰する横浜環境活動賞の受賞者の選考についての審議に関する事務</p>	<p>7 人以内</p>
<p>横浜市協働の森基金審査委員会</p>	<p>横浜市協働の森基金条例（平成 17 年 3 月横浜市条例第 38 号）第 1 条に規定する横浜市協働の森基金に係る事業における保全対象の樹林地についての審査に関する事務</p>	<p>5 人以内</p>
<p>横浜市下水道事業経営研究会</p>	<p>横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議に関する事務</p>	<p>10 人以内</p>
<p>横浜市水洗化紛争仲介委員会</p>	<p>下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域において同法第 10 条第 1 項若しくは第 11 条の 3 第 1 項又は横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号）第 15 条第 1 項の規定による義務を負う者とその隣接の土地所有者、建築物所有者等との間の当該義務の履行に係る紛争についての仲介に関する事務</p>	<p>3 人以内</p>

<p>横浜市建築物環境配慮評価認証委員会</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務</p>	<p>5人以内</p>
<p>横浜市公共建築物耐震工法検討委員会</p>	<p>公共建築物等の用途に適した耐震工法についての審議に関する事務</p>	<p>8人以内</p>
<p>横浜市 ESCO 事業提案審査委員会</p>	<p>横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務</p>	<p>5人以内</p>
<p>横浜市道路高架下等利用計画検討会</p>	<p>道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき横浜市が管理する道路の高架下等の利用計画の策定についての審議及び当該高架下等の利用者を選定についての審査に関する事務</p>	<p>4人</p>
<p>横浜市救急業務検討委員会</p>	<p>横浜市が行う救急業務に関し必要な事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>20人以内</p>

横浜市大都市自治研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日政大推第 268 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市大都市自治研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員は、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(座長)

第 3 条 研究会に座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、座長が欠けたとき、その他必要があると認められる場合は、あらかじめ会長が指名する委員（副座長）がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 研究会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、研究会の会議の議長とする。
- 3 研究会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の公開)

第 5 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、研究会の会議は、一般に公開する。ただし、委員の承諾により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 研究会の庶務は、政策局大都市制度推進室大都市制度推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(横浜市大都市自治研究会設置要綱の廃止)
- 2 横浜市大都市自治研究会設置要綱(平成 23 年 8 月 1 日政大推第 78 号)は、廃止する。

政大推第158号
平成25年10月4日

第2次横浜市大都市自治研究会
座長様

横浜市長 林 文子

横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について（諮問）

横浜市は、平成25年3月に「横浜特別自治市大綱」を策定するなど、特別自治市の早期実現に向けた取組を行っています。

一方、国においては、第30次地方制度調査会が答申をとりまとめ、都道府県から指定都市への事務権限の移譲に向けた調整が進められています。

そこで、横浜市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問事項】

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」、道州制など新たな地方分権体制に係る動向、その他、社会経済情勢の変化などを踏まえた横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について、調査・審議を求めます。

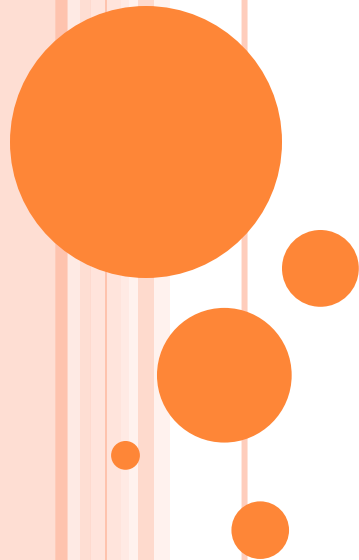
【担当】政策局大都市制度推進課

電話：045-671-4323

FAX：045-663-6561

第2次横浜市大都市自治研究会 第1回会議資料

平成25年10月4日



説明項目

- 1 横浜市における大都市制度のあゆみ
- 2 「特別自治市制度」の骨子
- 3 「特別自治市制度」のポイント
- 4 国における大都市制度の検討状況
- 5 「特別自治市制度」創設に向けた今後の進め方
- 6 道州制に関する議論



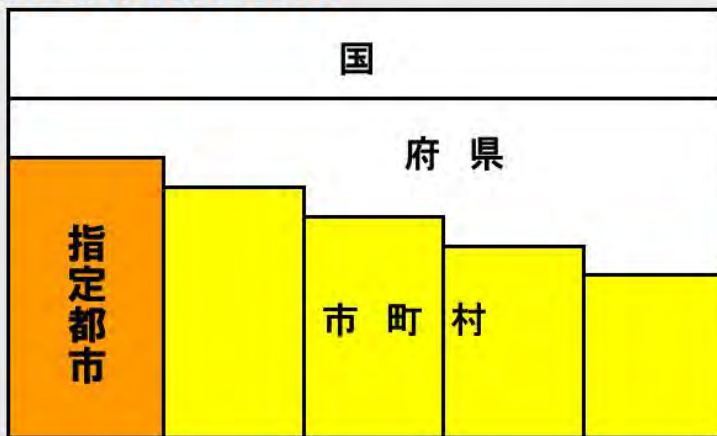
1 横浜市における大都市制度のあゆみ

1859（安政6）年		横浜開港	人口 116,193人	面積 5.40km ²
1889（明治22）年	4月	横浜市市制施行	↓	↓
1922（大正11）年	3月	六大都市（※）行政監督特例 ※東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸 （一部事務で府県知事の許認可不要）		
1927（昭和2）年	10月	横浜市区制施行（5区） → 1994（平成6）年に18区体制に	↓	↓
1939（昭和14）年	4月	横浜市第6次市域拡張でほぼ現在の市域に		
1947（昭和22）年	5月	地方自治法制定～特別市制創設～ （横浜など旧5大市への適用を想定）		
	3月	横浜市警察本部設置	↓	↓
1955（昭和30）年	7月	横浜市警察本部廃止 → 神奈川県警察本部 横浜市警察部に移行		
1956（昭和31）年	6月	地方自治法改正～特別市制廃止～	↓	↓
	9月	横浜、名古屋、京都、大阪、神戸市が 指定都市に移行		
1973（昭和48）年	12月	「横浜市総合計画1985」で大都市行財政制度の確立を明記	↓	↓
1988（昭和63）年	11月	「市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会（明日都市懇）」 発足 ※横浜市長が提唱し、指定都市10市で設置した指定都市市長懇談会		
1991（平成3）年	5月	明日都市懇報告書 （憲章都市制度など）を公表	↓	↓
2009（平成21）年	1月	横浜市大都市制度検討委員会報告書を公表		
	2月	横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会提言（都市州構想）	↓	↓
2010（平成22）年	5月	「新たな大都市制度創設の基本的考え方」 を公表 → 指定都市市長会が「特別自治市」構想発表		
2011（平成23）年	8月	第30次地方制度調査会設置（ 林横浜市長が臨時委員に就任 ）	↓	↓
	12月	横浜市大都市自治研究会設置（第1次）		
	3月	8市連携市長会議設置	↓	↓
2013（平成25）年	3月	横浜市「横浜特別自治市大綱」策定		
	6月	第30次地方制度調査会が「 大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申 」をとりまとめ	↓	↓
	10月	横浜市大都市自治研究会設置（第2次）		
			1968(昭和43)年4月 2,000,000人突破	
			1985(昭和60)年12月 3,000,000人突破	
			2013(平成25)年5月 3,700,000人突破	

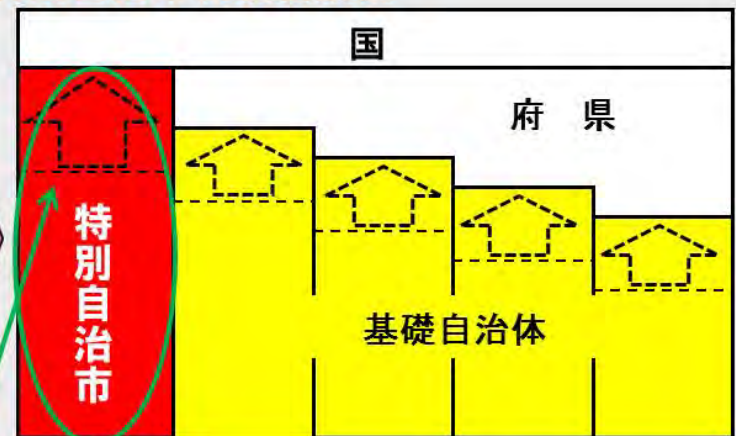
- 1 特別自治市としての横浜市は、原則として、**現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。**

特別自治市創設後の広域自治体と基礎自治体の関係図

指定都市制度(現状)



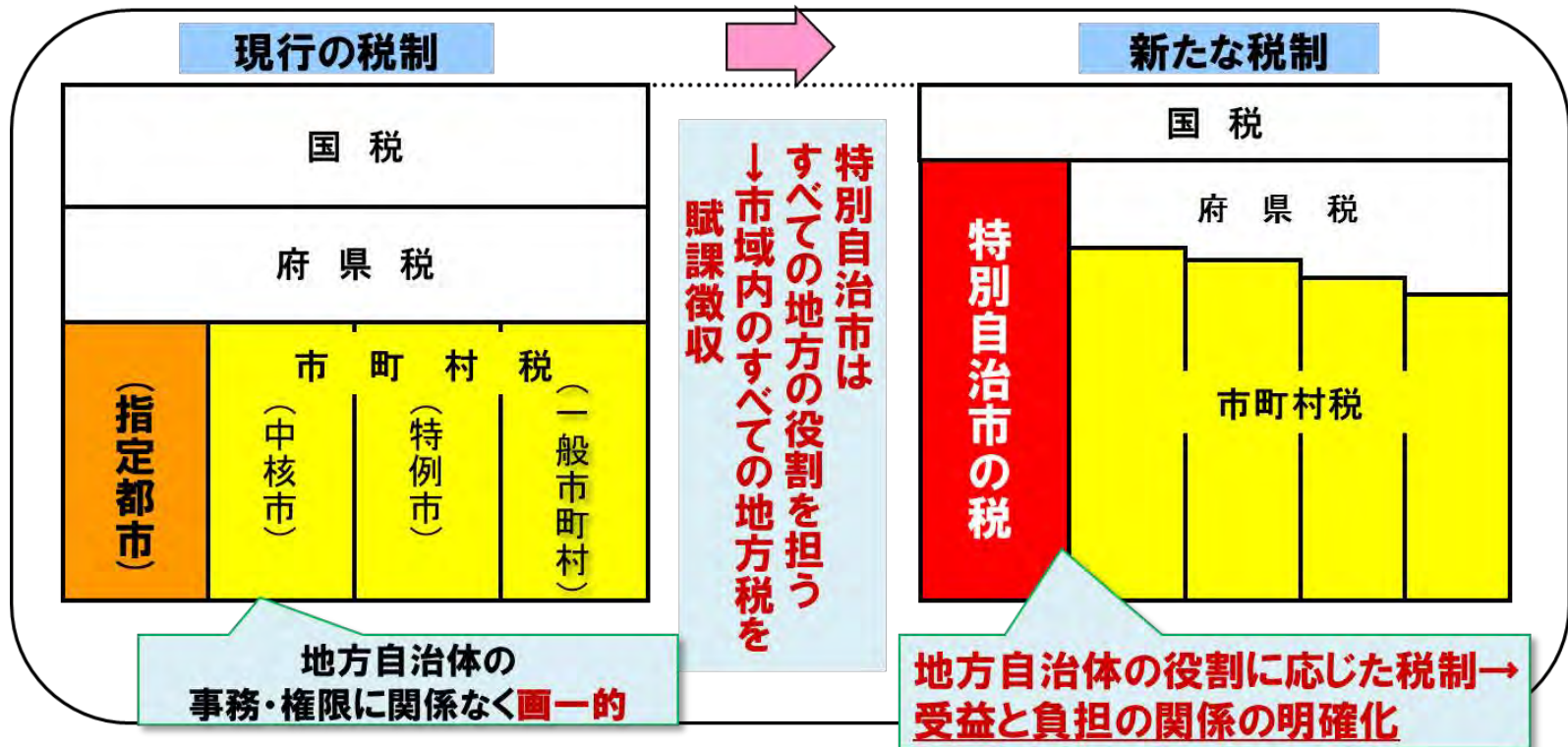
特別自治市制度創設後



地方の事務を包括的に処理
→大都市を一元的に運営

2

特別自治市としての横浜市は、
市域内地方税の全てを賦課徴収する。



3

特別自治市としての横浜市は、 神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な 連携協力関係を維持・強化する。

《例》 8市連携市長会議

【構成団体】 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、
鎌倉市、逗子市、大和市、町田市
【主な目的】 広域課題の解決による圏域全体の発展
(具体例) 環境問題、観光振興など



平成23年12月26日第1回市長会議

【参考】 横浜市議会大都市行財政制度特別委員会報告書
(平成23年2月)

7 横浜市における「水平的、対等な連携協力」の可能性に関する 提言

(1)方向性

(略)横浜市は、従来から近隣自治体との連携・協力を進めてきているが、本委員会としては、新たな観点も含めて連携・協力関係をさらに強化していく必要があると考える。(略)

(2)近隣周辺自治体との連携の構築手法

水平的・対等な連携協力の実現には、まず本市と近隣周辺自治体とでそれぞれの意向とニーズを確認し、それらを共有していかなければならない。そのためには、自治体間において協議会のような形で、話し合いの場を持つ必要がある。さらに、行政の対応だけでなく住民の代表である議会間における協議も必要であると考え。協議会においては、横浜市と近隣周辺自治体が相互に貢献するという認識のもと、双方の現状を把握し、対等の立場でそれぞれの役割を整理し、相互にどのように補完するかを議論し、可能などころから実質的連携を進めていくべきである。(略)

4

特別自治市としての横浜市の内部構造は、
市－区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に
住民自治を制度的に強化する。



自治会・町内会加入率：77%（平成24年4月1日時点）

横浜に愛着や誇りを感じる市民：77.6%（平成22年度横浜市民意識調査結果）

《横浜の魅力》
市民の
ロイヤリティの高さ

市	市全体の政策立案・決定 大都市経営の推進
区	<p>区政の運営／市民に身近な行政サービスの提供／ 地域支援・コーディネート</p> <p>区の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年には、区の裁量で用途が決められる『個性ある区づくり推進費』を創設 同年、各区選出の市会議員がその用途等をチェックするため、『区づくり推進横浜市会議員会議』を設置 <p>※今後、同会議の機能強化や常任委員会、予算や決算特別委員会での区関連審議の充実などに取り組んでいく予定</p>
地域	<p>地域の合意形成 地域運営、地域課題の自主的な解決</p> <p>住民自治機能を強化</p>



Point 1

横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない

理由

- 横浜に対する住民の愛着意識・帰属意識が高い
- 横浜の強みである都市の一体性をいかせない
- 組織再編に伴うコスト増が懸念される など

「横浜市民」意識 … 74%

「〇〇区民」意識 … 16%

その他 … 7%

《出典》

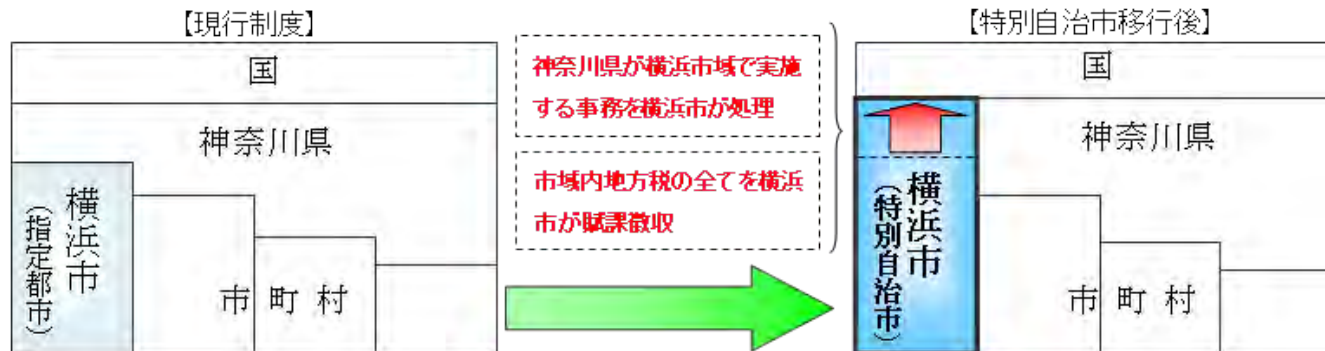
ヨコハマeアンケート

「大都市制度に関するアンケート」(H20.2)

Point 2

大都市の役割・仕事量に見合った権限と税財源を持つ、広域自治体から自立した特別な市(特別自治市)を目指す

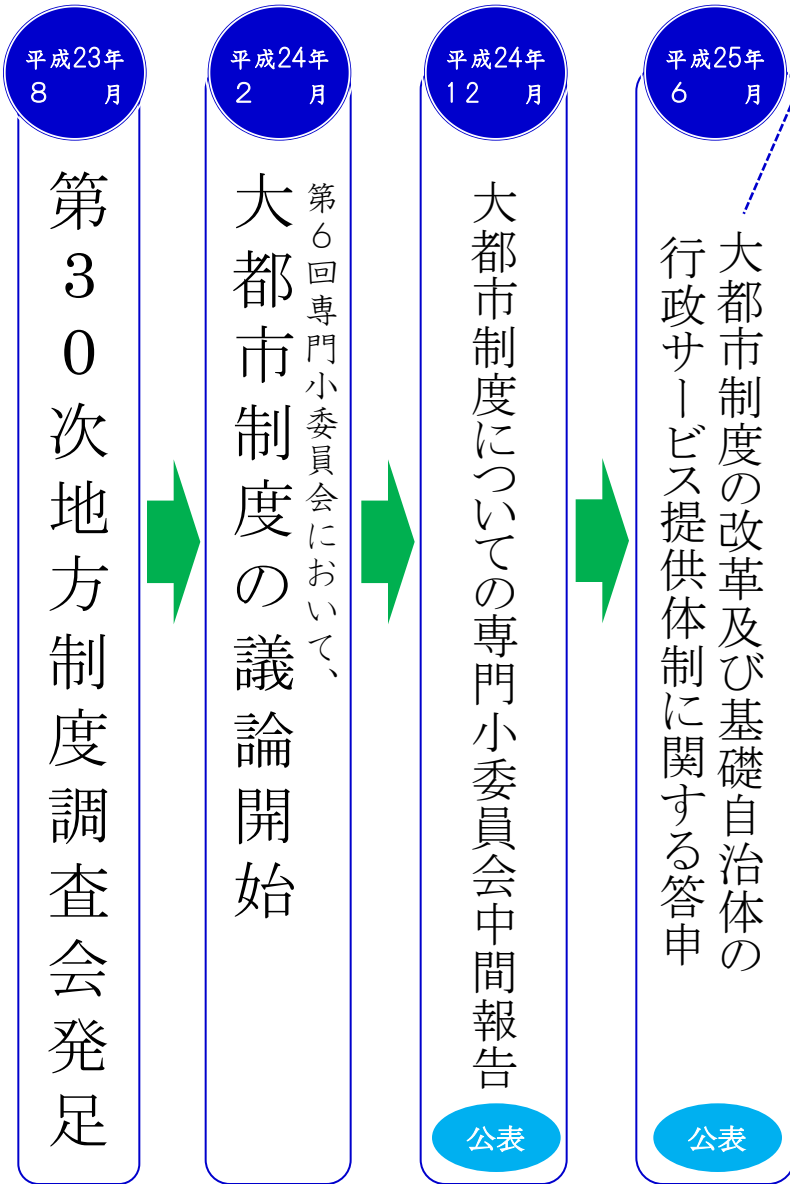
特別自治市のイメージ



期待される主な効果

- ① 二重行政の解消による行政サービスの質の向上
(子育て支援、就労支援・雇用対策など)
- ② 積極的な政策展開による経済の活性化
(企業誘致、成長分野への迅速な投資など)

4 国における大都市制度の検討状況



答申のポイント

指定都市制度

- 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成する事務（31事務）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務）（重複除くと計35事務）は移譲を基本
- 道府県等が移譲に懸念を示した事務も移譲できないか更に検討
- 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置
- 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税による税源移譲や税交付金等も含めて財政措置のあり方を検討
- 区の役割の拡充、区長に人事・予算等の独自権限
- 区長は市長が議会同意を得て選任する任期4年の特別職とすることを選択可能にすべき
- 市議会内に一又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教育委員会事務局の設置を可能にすべき

特別市（仮称）※ ※特別自治市と同義

- 三重行政の完全な解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題は更に検討が必要
- 都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市に近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

目指すゴールは、「特別自治市」

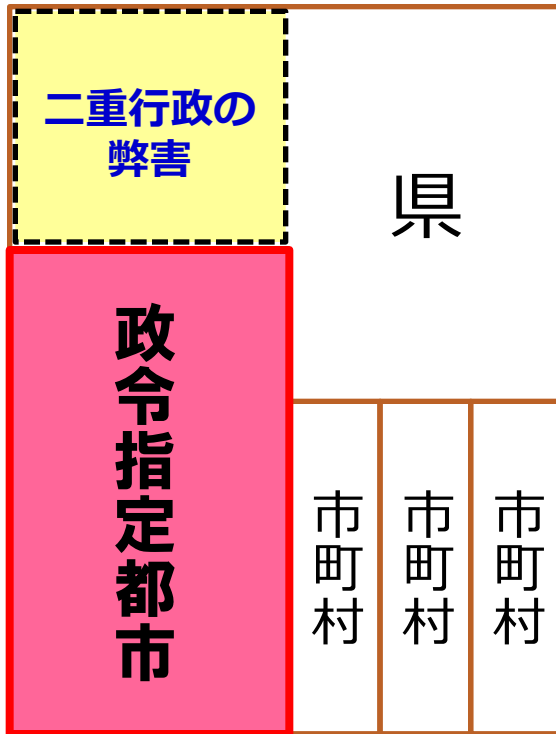
Point

- ・ 県と協議し、市域内の県事務と税財源を市に統合
- ・ 県・市の二重行政を解消し、自立的・総合的な大都市経営を実現

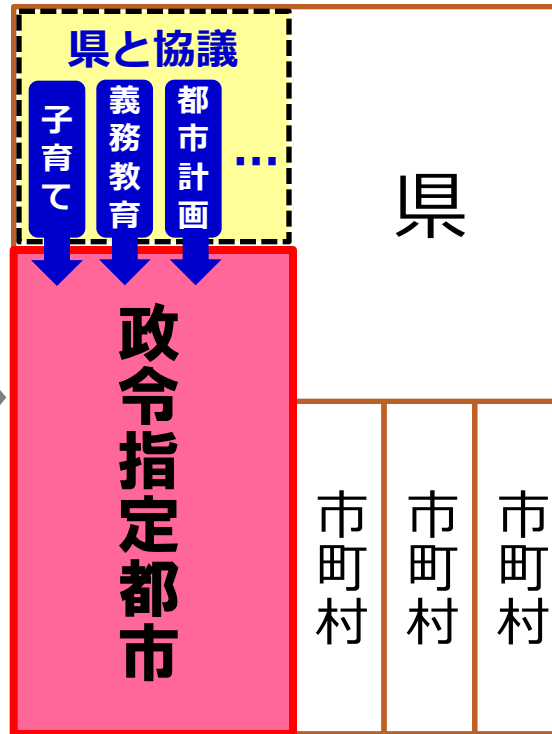
特別自治市創設までの流れ（イメージ図）

- 特別自治市の創設には、法改正が必要！

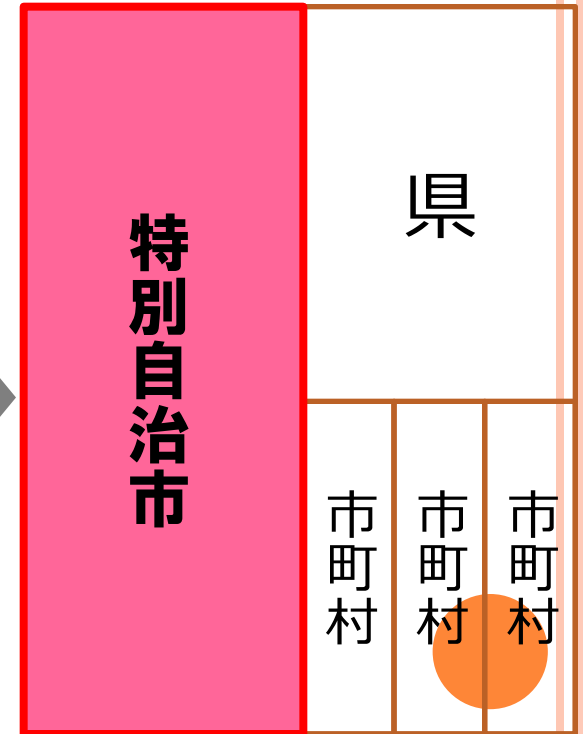
【現行制度】



【特別自治市創設まで】



【特別自治市創設後】



1 道州制に関する議論の経過

年	月	内容
16	3	・第28次地方制度調査会に対して「道州制のあり方」について諮問
18	2	・第28次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」とし、「国民的な論議が幅広く行われることを期待する」と答申
	9	・「道州制担当大臣」を設置
20	3	・道州制ビジョン懇談会（※22年2月に廃止）が「2018年までに道州制に完全移行すべき」と中間報告
21	12	・経済3団体による「地域主権と道州制を推進する国民会議」が発足
24	4	・「道州制推進知事・指定都市市長連合」が発足 ※知事8名、市長15名（※25年5月現在）
25	4	・自民、公明両党の道州制に関するワーキングチームが「道州制推進基本法案」を国会に共同提出することで合意
	5	・自民党（道州制推進本部）が、地方六団体に対して、道州制（推進基本法案）についてのヒアリングを実施
	6	・全国市長会が「道州制に関する検討会議」を設置
		・みんなの党、日本維新の会が共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を国会に提出（衆議院で閉会中審査）

<参考>道州制推進基本法案（骨子案）のポイント

（自民党が平成24年9月6日に公表した道州制基本法案（骨子案）をベースに、直近の報道を踏まえて作成）

- 道州制を検討するにあたっての基本的方向と手続を定めたもの。
- 内閣に内閣総理大臣を本部長とする「道州制推進本部」、内閣府に国会議員、地方公共団体の長等30名以内で組織する「道州制国民会議」を設置。
- 「道州制国民会議」は、総理から区割りや国機構の再編、税制、首都及び大都市の在り方等12項目の諮問を受け、3年以内に答申。
- 政府は、答申があったときは、必要な法制の整備を速やかに実施。

2 道州制に関する各党の主張

自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・「道州制推進基本法」を早期に制定し、5年以内を目途に道州制導入を目指す。 （出典：J-ファイル 2013） ・地方自治体の機能を強化し、地方分権を推進するとともに、道州制の導入を目指す。 （出典：参議院選挙公約 2013）
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・「道州制推進基本法」を制定。 ・内閣に「道州制推進本部」を設置。 ・諮問機関として「道州制国民会議」を設置。3年かけて国民的議論を行う。 ・「道州制国民会議」の最終答申を受けた後、2年を目標に必要な法的措置を講じる。 （出典：参院選重点政策 2013）
民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の役割が相当程度縮小した段階において、道州制を導入することについて、地方や国民の声を十分に聞きながら、検討。 （出典：民主党政策集）
日本維新の会	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の統治機構を改革し、道州制を導入する。 <p>【政策実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道州制を導入し、憲法92条及び94条を改正する。地方公共団体を「地方政府」へ。 ・課税自主権（自主財源）を有することを憲法に明記。 ・道州制基本法案を基に、地方分権を進め、大阪都構想を実現する。 （出典：参議院選公約） <p>「道州制への移行のための改革基本法案」を共同提出。 （H25.6.21）</p>
みんなの党	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に道州制担当専任大臣を置き、地域主権型道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を早急に制定。 ・7年以内に「地域主権型道州制」へと移行。 （出典：アジェンダ 2013）

これまでの横浜市における大都市制度の取組

時期	横浜市の取組		参考：国等の動向
	当局	市会	
平成 21 年度	21年7月		○特別委員会（調査・研究 テーマ「新たな大都市制度 の創設について」） ○特別委員会（第1次素案の 検討） ○特別委員会（修正素案の検 討） ○特別委員会（最終委員会・ 報告書確定）
	9月	○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」第1次素案を市会へ説明	
	22年1月	○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」修正素案を市会へ説明	
	5月	○「新たな大都市制度創設の基本的 考え方」《基本的方向性》を公表 (資料1)	○指定都市市長会 「特別自治市」構想 発表(5月)(資料2)
平成 22 年度	22年7月		○特別委員会（調査・研究 テーマ「水平的、対等な連 携協力の可能性について」） ○特別委員会（最終委員会・ 報告書確定）
	10月	○新たな大都市制度における広域 連携・財政調整に関する研究会設置	
	23年2月 3月	○新たな大都市制度における広域 連携・財政調整のあり方論点整理	
平成 23 年度	23年6月		○特別委員会（調査・研究 テーマ「新たな大都市制度 における都市内分権につい て」） ○新たな大都市制度である 「特別自治市」創設に関す る決議(12月)(資料3) ○16指定都市議長が国に対 して特別自治市創設を要望 (24年2月)(資料4) ○特別委員会（最終委員会・ 報告書確定）
	8月	○横浜市大都市自治研究会設置	
	10月	○指定都市7市による大都市制度 共同研究会設置	
	12月	○8市連携市長会議設置	
	24年3月	○横浜市大都市自治研究会第1次 提言(資料5)	
	5月		○第30次地方制度 調査会設置。臨時委 員に市長就任(8月)

時期	本市の取組		参考：国等の動向	
	当局	市会		
平成 24 年 度	24年6月	○「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」とりまとめ（資料6）	○指定都市議長会として、国に対して「特別自治市」など多様な大都市制度創設を要望（2月）（資料7） ○特別委員会（最終委員会・報告書確定）	○第30次地方制度調査会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（12月）
	12月			
	2月			
	3月	○「横浜特別自治市大綱」策定（資料8）		
	4月			
平成 25 年 度	25年4月	○指定都市7市による大都市制度共同研究会設置報告書（資料9）	○特別委員会（調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について」（6月）	○第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月）（資料13）
	5月	○市長が北村総務大臣政務官に対して「特別自治市」創設に向けた提案を実施（資料10） ○市長が菅官房長官に対して「特別自治市」創設に向けた提案等の支援を要望（資料11）		
	6月	○広報冊子「横浜特別自治市」発行（資料12）		